

日医発第 934 号 (保 205)  
平成 20 年 12 月 22 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
唐澤祥人

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

平成 20 年 12 月 12 日付厚生労働省告示第 537 号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、薬事法の規定に基づき承認を得た新医薬品で、薬価基準への収載希望のあった 9 成分 13 品目を、薬価基準の第 16 部追補 (12) として収載したものであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 2 月号に掲載を予定しております。

(添付資料)

1. 官報 (平 20. 12. 12 第 4973 号抜粋)
2. 使用薬剤の薬価 (薬価基準) の一部改正について  
(平 20. 12. 12 厚生労働省保険局医療課事務連絡)

(参 考)

1. 薬価基準収載希望品目一覧表 (薬効分類別) 新医薬品 (平成 20 年 10 月承認分)



編集・印刷  
 独立行政法人国立印刷局

目次

(告示)

○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(厚生労働五三七)

○厚生労働省告示第五百三十七号  
 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次のように改正する。  
 平成二十年十二月十二日  
 別表に第16部として次のように加える。  
 厚生労働大臣 舛添 要一

| 品名                | 第16部内 | 追用 | 補用 | 規格      | 単位    | 薬価<br>円  |
|-------------------|-------|----|----|---------|-------|----------|
| (う)               |       |    |    |         |       |          |
| ウェールナラ配合錠         |       |    |    |         | 1錠    | 157.50   |
| (さ)               |       |    |    |         |       |          |
| サレドカプセル100        |       |    |    | 100mg   | 1カプセル | 6,570.40 |
| (ひ)               |       |    |    |         |       |          |
| ピレスパ錠200mg        |       |    |    | 200mg   | 1錠    | 676.40   |
| (ほ)               |       |    |    |         |       |          |
| ホスレノールチュアブル錠250mg |       |    |    | 250mg   | 1錠    | 195.30   |
| ホスレノールチュアブル錠500mg |       |    |    | 500mg   | 1錠    | 286.60   |
| (ら)               |       |    |    |         |       |          |
| ラミクタール錠小児用 2mg    |       |    |    | 2mg     | 1錠    | 16.60    |
| ラミクタール錠小児用 5mg    |       |    |    | 5mg     | 1錠    | 31.80    |
| ラミクタール錠25mg       |       |    |    | 25mg    | 1錠    | 99.80    |
| ラミクタール錠100mg      |       |    |    | 100mg   | 1錠    | 267.40   |
|                   |       | 注  | 射  |         |       |          |
| 品名                |       |    |    | 規格      | 単位    | 薬価<br>円  |
| (た)               |       |    |    |         |       |          |
| タイロゲン筋注用0.9mg     |       |    |    | 0.9mg   | 1瓶    | 102,849  |
| (の)               |       |    |    |         |       |          |
| ノーベルパール静注用250mg   |       |    |    | 250mg   | 1瓶    | 2,060    |
|                   |       | 外  | 用  |         |       |          |
| 品名                |       |    |    | 規格      | 単位    | 薬価<br>円  |
| (た)               |       |    |    |         |       |          |
| タプロス点眼液0.0015%    |       |    |    | 0.0015% | 1mL   | 960.00   |
| (め)               |       |    |    |         |       |          |
| メノエイドコンピパッチ       |       |    |    |         | 1枚    | 372.30   |



事務連絡  
平成20年12月12日

地方厚生（支）局  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）の一部が平成20年12月12日付け厚生労働省告示第537号をもって改正され、告示の日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、お知らせします。

記

- 1 薬価基準の一部改正について
  - (1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への掲載希望があった医薬品（内用薬9品目、注射薬2品目及び外用薬2品目）について、薬価基準の別表に掲載したものであること。
  - (2) (1)により薬価基準の別表に掲載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

| 区分  | 内用薬   | 注射薬   | 外用薬   | 歯科用薬剤 | 計      |
|-----|-------|-------|-------|-------|--------|
| 品目数 | 8,683 | 4,266 | 3,019 | 40    | 16,008 |

( 参 考 )

## 薬価基準告示

| No | 薬価基準名                    | 成分名                    | 規格単位        | 薬価(円)    |
|----|--------------------------|------------------------|-------------|----------|
| 1  | 内用薬<br>ウェールナラ配合錠         | エストラジオール・レボノルゲストレル     | 1錠          | 157.50   |
| 2  | 内用薬<br>サレドカプセル100        | サリドマイド                 | 100mg 1カプセル | 6,570.40 |
| 3  | 内用薬<br>ピレスパ錠200mg        | ピルフェニドン                | 200mg 1錠    | 676.40   |
| 4  | 内用薬<br>ホスレノールチュアブル錠250mg | 炭酸ランタン水和物              | 250mg 1錠    | 195.30   |
| 5  | 内用薬<br>ホスレノールチュアブル錠500mg | 炭酸ランタン水和物              | 500mg 1錠    | 286.60   |
| 6  | 内用薬<br>ラミクタール錠小児用 2mg    | ラモトリギン                 | 2mg 1錠      | 16.60    |
| 7  | 内用薬<br>ラミクタール錠小児用 5mg    | ラモトリギン                 | 5mg 1錠      | 31.80    |
| 8  | 内用薬<br>ラミクタール錠25mg       | ラモトリギン                 | 25mg 1錠     | 99.80    |
| 9  | 内用薬<br>ラミクタール錠100mg      | ラモトリギン                 | 100mg 1錠    | 267.40   |
| 10 | 注射薬<br>タイロゲン筋注用0.9mg     | ヒトチロトロピン アルファ (遺伝子組換え) | 0.9mg 1瓶    | 102,849  |
| 11 | 注射薬<br>ノーベルパール静注用250mg   | フェノバルビタール ナトリウム        | 250mg 1瓶    | 2,060    |
| 12 | 外用薬<br>タプロス点眼液0.0015%    | タフルプロスト                | 0.0015% 1mL | 960.00   |
| 13 | 外用薬<br>メノエイドコンビパッチ       | エストラジオール・酢酸ノルエチステロン    | 1枚          | 372.30   |

(参 考)

薬価基準収載希望品目一覧表 (薬効分類別)

新医薬品 (平成二十年十月承認分)

## (内用薬)

| 薬効分類  | 銘柄名 (会社名)   | 規格単位                                | 成分名    | 用法・用量 |
|---|---|-------------------------------------|--------|-------|
| 1 内113  | ラミクタール錠小児用2mg<br>ラミクタール錠小児用5mg<br>ラミクタール錠25mg<br>ラミクタール錠100mg<br>(グラクソ・スミスクライン) | 2mg1錠<br>5mg1錠<br>25mg1錠<br>100mg1錠 | ラモトリギン |       |
| <p>成人 (ラミクタール錠25mg、ラミクタール錠100mg) :</p> <p>○バルプロ酸ナトリウムを併用する場合 :</p> <p>通常、ラモトリギンとして最初の2週間は1回25mgを隔日に経口投与し、次の2週間は1日25mgを1回経口投与する。その後は、1~2週間毎に25~50mgずつ漸増する。維持用量は1日100~200mgとし、2回に分割して経口投与する。</p> <p>○バルプロ酸ナトリウムを併用しない場合 :</p> <p>(1) 本剤のグルクロン酸抱合を誘導する薬剤<sup>注1)</sup>を併用する場合 :</p> <p>通常、ラモトリギンとして最初の2週間は1日50mgを1回経口投与し、次の2週間は1日100mgを2回に分割して経口投与する。その後は、1~2週間毎に最大100mgずつ漸増する。維持用量は1日200~400mgとし、2回に分割して経口投与する。</p> <p>(2) (1) 以外の抗てんかん薬<sup>注2)</sup>を併用する場合 :</p> <p>バルプロ酸ナトリウムを併用する場合に従う。</p> <p>小児 (ラミクタール錠小児用2mg、ラミクタール錠小児用5mg、ラミクタール錠25mg、ラミクタール錠100mg) :</p> <p>○バルプロ酸ナトリウムを併用する場合 :</p> <p>通常、ラモトリギンとして最初の2週間は1日0.15mg/kgを1回経口投与し、次の2週間は1日0.3mg/kgを1回経口投与する。その後は、1~2週間毎に最大0.3mg/kgずつ漸増する。維持用量は、バルプロ酸ナトリウムに加えて本剤のグルクロン酸抱合を誘導する薬剤<sup>注1)</sup>を併用する場合は1日1~5mg/kgとし、本剤のグルクロン酸抱合を誘導する薬剤<sup>注1)</sup>を併用していない場合は1日1~3mg/kgとし、2回に分割して経口投与する。なお、1日用量は最大200mgまでとする。</p> <p>○バルプロ酸ナトリウムを併用しない場合 :</p> <p>(1) 本剤のグルクロン酸抱合を誘導する薬剤<sup>注1)</sup>を併用する場合 :</p> <p>通常、ラモトリギンとして最初の2週間は1日0.6mg/kgを2回に分割して経口投与し、次の2週間は1日1.2mg/kgを2回に分割して経口投与する。その後は、1~2週間毎に最大1.2mg/kgずつ漸増する。維持用量は1日5~15mg/kgとし、2回に分割して経口投与する。なお、1日用量は最大400mgまでとする。</p> <p>(2) (1) 以外の抗てんかん薬<sup>注2)</sup>を併用する場合 :</p> <p>バルプロ酸ナトリウムを併用する場合に従う。</p> <p>注1) フェニトイン、カルバマゼピン、フェノバルビタール、プリミドン、その他本剤のグルクロン酸抱合を誘導する薬剤</p> <p>注2) ゴニサミド、ガバペンチン、トピラマート、その他本剤のグルクロン酸抱合に対し影響を及ぼさない又は影響が明らかでない薬剤</p> |   |                                     |        |       |
| <p>(効能・効果)</p> <p>他の抗てんかん薬で十分な効果が認められないてんかん患者の下記発作に対する抗てんかん薬との併用療法</p> <p>部分発作 (二次性全般化発作を含む)</p> <p>強直間代発作</p> <p>Lennox-Gastaut症候群における全般発作</p>   |   |                                     |        |       |

| 薬効分類                                       | 銘柄名（会社名）   | 規格単位               | 成分名       | 用法・用量   |
|--|--|--------------------|-----------|---|
| 2  | 内219<br>ホスレノールチュアブル錠250mg<br>ホスレノールチュアブル錠500mg<br>（バイエル薬品） | 250mg1錠<br>500mg1錠 | 炭酸ランタン水和物 | 通常、成人にはランタンとして1日750mgを開始用量とし、1日3回に分割して食直後に経口投与する。以後、症状、血清リン濃度の程度により適宜増減するが、最高用量は1日2,250mgとする。 |
| (効能・効果)<br>下記患者における高リン血症の改善<br>透析中の慢性腎不全患者 |  |                    |           |   |

| 薬効分類               | 銘柄名（会社名）                      | 規格単位 | 成分名                    | 用法・用量                |
|--------------------|-------------------------------|------|------------------------|----------------------|
| 3                  | 内248<br>ウェールナラ配合錠<br>（バイエル薬品） | 1錠   | エストロジオール/<br>レボノルゲストレル | 通常、成人に対し1日1錠を経口投与する。 |
| (効能・効果)<br>閉経後骨粗鬆症 |                               |      |                        |                      |

| 薬効分類               | 銘柄名（会社名）                      | 規格単位    | 成分名     | 用法・用量   |
|--------------------|-------------------------------|---------|---------|---|
| 4                  | 内399<br>ピレスパ錠200mg<br>（塩野義製薬） | 200mg1錠 | ピルフェニドン | 通常、成人にはピルフェニドンとして初期用量1回200mgを1日3回（1日600mg）食後に経口投与し、患者の状態を観察しながら1回量を200mgずつ漸増し、1回600mg（1日1,800mg）まで増量する。なお、年齢、症状により適宜増減する。 |
| (効能・効果)<br>特発性肺線維症 |                               |         |         |   |

| 薬効分類                      | 銘柄名 (会社名)            | 規格単位       | 成分名    | 用法・用量  |
|---------------------------|----------------------|------------|--------|--|
| 5<br>内429                 | サレドカプセル100<br>(藤本製薬) | 100mg1カプセル | サリドマイド | 通常、成人にはサリドマイドとして1日1回100mgを就寝前に経口投与する。なお、患者の状態により適宜増減するが、1日400mgを超えないこと |
| (効能・効果)<br>再発又は難治性の多発性骨髄腫 |                      |            |        |  |



## (注射薬)

| 薬効分類 | 銘柄名 (会社名)   | 規格単位    | 成分名            | 用法・用量 |
|------|---|---------|----------------|-------|
| 6    | 注113 ノーバルビタール静注用250mg<br>(ノーベルファーマ)   | 250mg1瓶 | フェノバルビタールナトリウム |       |
|      | <p>○新生児けいれん<br/>初回投与：フェノバルビタールとして、20mg/kgを静脈内投与する。けいれんがコントロールできない場合は、患者の状態に応じ、初回投与量を超えない範囲で用量を調節し、静脈内に追加投与する。<br/>維持投与：フェノバルビタールとして、2.5～5mg/kgを1日1回静脈内投与する。</p> <p>○てんかん重積状態<br/>フェノバルビタールとして、15～20mg/kgを1日1回静脈内投与する。</p> |         |                |       |
|      | <p>(効能・効果)<br/>新生児けいれん、てんかん重積状態</p>   |         |                |       |

| 薬効分類 | 銘柄名 (会社名)  | 規格単位    | 成分名                    | 用法・用量   |
|------|--|---------|------------------------|---|
| 7    | 注799 タイロゲン筋注用0.9mg<br>(佐藤製薬)   | 0.9mg1瓶 | ヒトチロピンアルファ<br>(遺伝子組換え) | 本品1バイアルに日局注射用水1.2mLを加えて溶解し、その1mL(ヒトチロピンアルファ(遺伝子組換え)として0.9mg)を臀部筋肉内に24時間間隔で2回投与する。 |
|      | <p>(効能・効果)<br/>分化型甲状腺癌で甲状腺全摘又は準全摘術を施行された患者における、放射性ヨウ素シンチグラフィと血清サイログロブリン(Tg)試験の併用又はTg試験単独による診断の補助</p> |         |                        |   |

| 薬効分類                | 銘柄名（会社名）                      | 規格単位       | 成分名     | 用法・用量          |
|---------------------|-------------------------------|------------|---------|----------------|
| 8                   | 外131 タプロス点眼液0.0015%<br>（参天製薬） | 0.0015%1mL | タフルプロスト | 1回1滴、1日1回点眼する。 |
| （効能・効果）<br>緑内障、高眼圧症 |                               |            |         |                |

| 薬効分類  | 銘柄名（会社名）                    | 規格単位 | 成分名                     | 用法・用量  |
|---|-----------------------------|------|-------------------------|--|
| 9   | 外248 メノエイドコンビパッチ<br>（あすか製薬） | 1枚   | エストラジオール/<br>酢酸ノルエチステロン | 通常、成人に対し、メノエイド<br>コンビパッチ1枚を3～4日ごと<br>に1回（週2回）下腹部に貼付す<br>る。 |
| （効能・効果）<br>更年期障害及び卵巣欠落症状に伴う血管運動神経系症状（Hot flush及び発汗） |                             |      |                         |  |